

障害者差別解消法に基づく高次脳機能障害への 合理的配慮の在り方に関する意見書

2016年4月から障害者差別解消法が施行され、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」に向け、行政機関などは、障害者から支援を要請された場合、過重な負担にならない限り、対応（合理的な配慮）しなければならない、とされました。障害の様態は様々で、それ故様々な合理的配慮が必須となります。障害のある人の症状は、様々であることから、障害者差別解消法が求める障害者への合理的配慮の対応は非常に難しい面があります。

特に、病気やケガにより、脳に損傷をおって、言語・思考・記憶・行為・学習・注意などに症状が出る高次脳機能障害は「同じことを繰り返し質問する」、「ふたつのことを同時に行うと混乱する」といった症状があり、「分かり易く説明する」、「説明内容をメモして渡す」、など状況によって様々な対応が必要となります。高次脳機能障害者の数は全国で50万人ともいわれており、この数は医療の進歩、社会の高齢化によってさらに増加していくものと考えられます。中でも、議員という職を持ち途中で障害となるのは少ないケースですが、文京区議会は、障害のある議員が職務を果たせるよう支援しているところです。障害者支援に関する制度が拡充されつつありますが、高次脳機能障害による情緒不安定・パニックになるなどの社会的行動障害は、リハビリテーションや生活支援等の手法が確立されておらず、対応が難しいことが指摘されています。

よって、文京区議会は、政府に対し、日常生活及び社会生活への適応に困難を有する高次脳機能障害者への理解を深め、更なる支援体制の構築に向けた取組を充実させることを望みます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年12月6日

文京区議会議長 名取 顕一

厚生労働大臣 根本 匠 様
内閣府特命担当大臣 宮越 光寛 様